「国家統合・国際機関への加入及びそれに伴う国家主権の移譲(特に、EU憲法とEU加盟国の憲法、「EU軍」)」に関する基礎的資料

安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会 (平成 16 年 3 月 4 日の参考資料)

平 成 16年 3月 衆議院憲法調査会事務局

この資料は、平成 16 年 3 月 4 日 (木)の衆議院憲法調査会安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会において、「国家統合・国際機関への加入及びそれに伴う国家主権の移譲(特に、EU 憲法と EU 加盟国の憲法、「EU 軍」)」をテーマとする参考人質疑及び委員間の自由討議を行うに当たって、小委員の便宜に供するため、幹事会の協議決定に基づいて、衆議院憲法調査会事務局において作成したものです。

この資料の作成に当たっては、上記の調査テーマに関する諸事項のうち関心が高いと思われる事項について、衆議院憲法調査会事務局において入手可能な関連資料を幅広く収集したものですが、必ずしも網羅的なものとなっていない点にご留意ください。

# 目 次

. 国家と主権	
1. 国家	
(1)国家の構成要素	
(2) 国家の結合形態	
(3)国家の基本権	
(4)主権概念	
イ 主権概念の形成過程及び国際法との関係	
ロ 主権の多義性	
2.国際社会と国家主権	
(1) 国際社会の基本的状況	
(2)国際機構の発達と国家主権	
. EU	
1 . EU の形成	
(1)EC 統合の経緯	
(2)EUの拡大	
2.EU の組織、権限等	
3 . EU の深化	
(1)経済通貨同盟(EMU)の成立	
(2)人の自由移動政策	
(3)EU 基本権憲章	
(4)欧州憲法条約草案	
イ 欧州憲法条約草案の起草までの過程	
ロ 欧州憲法条約草案の構造及び内容	
八 欧州憲法条約草案の主な論点	
二 今後のスケジュール	
4.EU の安全保障政策	
(1)欧州の安全保障体制	
(2) EU の共通外交・安全保障政策	
(3) EU と NATO との関係	
5. 国家主権の移譲と欧州各国における議論等	
(1)国家主権の移譲とEU法	
(2)国家主権の移譲に係る欧州各国における憲法議論等	
(3)国家主権の移譲に係る欧州各国の憲法上の規定	

# 国家と主権

#### 1. 国家

#### (1)国家の構成要素

国家は、国際法における主要な法主体であり、国際法上、国家であるためには、①永続的住民、②一定の領土、③政府、④他国との関係を取り結ぶ能力(外交能力)の四つの要素が必要である(国家の権利及び義務に関する条約 1 条) $^1$ 。このうち、外交能力は、独立の概念の法的な表示として、国際法上、国家としての資格が認められるための決定的な要件とされる $^2$ 。第 2 次世界大戦後、国家の数は増大し続け、その多くは国連に加盟を認められているが(加盟国数  $191^3$ )、分断、宗教上の地位、分担金の加重などの理由により国連に加盟していない国家もある $^4$ 。

#### 〈参考〉国家の特殊な形態 ~ 永世中立国

国家の中には、対外関係が特殊な形態の国がある。永世中立国は、条約によって、永久に戦争において中立にとどまる義務を負うことを義務付けられ、同時に、独立と領土保全を永世中立条約の他の当事国により保障される<sup>5</sup>。永世中立国は、併合条約や保護条約を締結して主権の全部または一部を他の国家に譲渡することができない。

### 【永世中立国】

永世中立国	根 拠	備考
スイス	「スイスの永世中立及びその 領域の不可侵の承認及び保障 に関する議定書」(1815年)	オーストリア、プロイセン、ロシア、イギリス、フランス、ポルトガル(後にスペイン、スウェーデンが加わる)がスイスの永世中立と不可侵を保障。2002年の国民投票を経て、同年国連で加盟が承認された。
オーストリア	1955 年のオーストリア憲法 により永世中立を宣言し、隣 国を含む多数国がこれを承 認。	条約によるものではなく、中立侵犯に対する関係国の保証がない。国連加盟国であり、平和維持軍へ参加し、国連待機軍を保持する。1994年に「EU 加盟憲法」が国民投票により承認され、翌年に EU 加盟。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 杉原高嶺、水上千之、臼杵知史、吉井淳、加藤信行、高田映『現代国際法講義(第3版)』 (2003年)有斐閣37頁。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 山本草二『国際法 (新版)』(2001年) 有斐閣 126 頁。外交能力の保持により、国内的に権力・機関の集中化を達成し、他国の法秩序から独立して国家管轄権を適用・行使し得るとする。

<sup>3</sup> 加盟国数は、2003年3月現在のもの。

<sup>4</sup> 山本『前掲書』124頁

<sup>5</sup> 筒井若水『国際法辞典』(1998年)有斐閣

## (2)国家の結合形態

主権国家の多くは単一国家であるが、国家の形態として、複数の国家が合意によって結合し、対内的、対外的関係を処理する場合があり、この場合、結合に参加した国の主権の制限を伴うことがある。

#### 【国家結合の諸形態】6

国家結合の語形態』		
国家結合の種類	結合の態様	事例
並列的国家結合		
身上連合	複数の国家が、王位継承などの事情により偶然に同一君主の下で結合し、それぞれが完全に独立な得る場合	<b>1815</b> 年~ <b>1890</b> 年の オランダとルクセ
物上連合	れが完全に独立を保つ場合 複数の国が同一の君主の下に実質的に結 合し、統治機能の一部が連合政府によっ て処理される場合	ンブルグ 1814年~1905年の スウェーデンとノ ルウェー
国家連合	複数の国が条約により共通の目的を達成 するために結合し、統一体を形成する場 合。構成国は中央組織に権限を移譲した ものを除き、対内的にも対外的にも原則 として独立性を保っている。	1777年~1787年の アメリカ、1815年 ~66年のドイツ等
連邦(連合国家)	構成国が条約または憲法によって結合し、構成国の上に立つ機関を設け、その機関が構成国に対してだけでなく、構成国国民に対しても権限を行使する場合。通常は、その構成国(支邦)に対して外交能力を与えない <sup>7</sup> 。	アメリカ <sup>8</sup> 、カナダ <sup>9</sup> 、 ブラジル、メキシコ
コモンウェルス (英連邦)	かつてのイギリス帝国から転化した特異な国家結合。固有の政治責任を有する主権独立諸国の自由意志に基づく結合形態で、諸国の共通利益と国際理解・世界平和促進のため、相互に協議と協力を行う。構成国間で交換される国家機関は大使・公使ではなく「高等弁務官」であり、構成国国民には「コモンウェルス市民」の地位が認められている。	日 を は は を は を は で ら は の が ら は の が ら れ に の が ら れ に の が ら れ に の が に の に る る 。 に の に に に に に に に に に に に に に
従属的国家結合		
保護国・被保護国	二つの国が条約により結合しその一方が 対外関係の一部を行使する場合。	フランスを保護国 とするチュニス (1881年~1956年)
宗主国・従属国	国家の一部が分離し、本国からある程度 独立し、制限された主権を本国から認め られる場合	トルコを宗主国とする 1908 年までのブ ルガリア、中国を宗 主国とする 1915 年 ~46 年までの外蒙古

<sup>6</sup> 杉原他『前掲書』、山本『前掲書』、波多野里望、小川芳彦編『国際法講義』(2001年) 有斐閣を参考に作成。

2

<sup>7</sup> 支邦が、連邦憲法上、明文規定または慣行に基づき限定的な外交能力を認められる場合がある。

<sup>8 1787</sup> 年に合衆国憲法が制定され、国家連合から連邦国家になっている。

<sup>9 1867</sup> 年憲法法第2章で連邦制が採用されている。

## (3)国家の基本権

国家は、慣習国際法及びその国家が締結する条約上の権利・義務を有する。このうち、慣習国際法に基づき国家一般に認められる権利・義務で、国家である以上は当然に持つと考えられているものが、国家の基本権である。かつては人間と同じように国家も生来的権利を有するとする自然権思想に基づき、これらの基本権は絶対的なもので、国際法に超越するとする考えも見られたが、今日では、基本権も国際法に基づき認められたものであると考えられ、他国との合意によって制限されることがあり得る。基本権の内容は必ずしも確定したものではないが、伝統的には、①主権(sovereignty)、②平等権、③自衛権、④国内問題不干渉義務などがあげられている10。

#### 【国家の基本権】11

基本権	内 容
主 権	対内主権と対外主権の二つの意味を有する。前者は、領域権・領域主権とも称され、国家が領域内のすべての人や物に対し排他的に統治を行ない、領域を自由に処分することをいう。後者は、独立権とも称され、国家が対外的にいかなる国家にも従属せず、国際法にのみ服することをいう。
平等権	国家は等しく主権を持つものして平等に扱われるという原則。形式的 平等と実質的平等の意味を有する。前者は、① 国際法の形成の際に国 家代表が平等に扱われる(投票も国家間に差異を設けない)こと(国 際法定立に関する平等)及び② 国際法の適用において等しく扱われる こと(法の下の平等)の二つの意味を持つ。
自衛権	外国からの違法な侵害に対して、自国を防衛するために緊急の必要がある場合、武力をもって反撃する国際法上の権利。国連憲章では、自衛権が武力攻撃に対して発動される加盟国の固有の権利であることが明記されている。
国内問題不干涉義務	国家が他国から干渉を受けることなく処理・決定できる事項(国内問題・国内管轄事項)に対する他国の干渉の禁止をいう。国内問題の範囲は、国際関係の発展に伴う国際法の成熟を通じて減少してきている。

#### (4)主権概念

### イ 主権概念の形成過程及び国際法との関係

「主権」概念は、近代的民族国家(nation-state)がローマ教皇、神聖ローマ帝国皇帝などの封建的諸勢力を排除して国王への権限集中を図る中で形成され<sup>12</sup>、国家権力の最高独立性(主権性)が主権概念の本来的意

<sup>10</sup> 波多野他『前掲書』95 頁、杉原他『前掲書』69 頁

<sup>11</sup> 波多野他『前掲書』、杉原他『前掲書』、筒井『前掲書』を参考に作成。

<sup>12 16</sup> 世紀後半、フランスのボダン (Jean. Bodin, 1530~96) は、『国家論』において「国家の絶対的で永久の権力」である主権が国王にあることにより、国王が他の封建諸侯やローマ教会の権威に服さないことを説いた。

味であった<sup>13</sup>。その後、近代国家の確立に次ぐナショナリズム思想の勃興とそれに基礎を置く近代国際法の発展に伴い、国家主権は絶対的、無制約のものと捉えられた。しかし、19世紀には、立憲主義・法治主義の思想が強まり、国家権力は国内法的にも国際法的にも広汎に法的制限に服することになったが、このような状態について、イェリネク(1851~1911年)は、主権の絶対・無制約性を前提としつつ、国家が自主的に自らに課した制限であるから国家権力の主権性と矛盾しないとの説(自己制限説)を説いた。20世紀においては、主権は実定国際法上の国家の権能を総称するものとして捉えられ、国家がその自由意志に基づき条約を締結して主権の行使に関する一定の義務や負担を受諾したとしても、そのこと自体が主権を放棄したことにはならないと考えられている<sup>14</sup>。主権は本来「法による拘束」を内在する観念であるとする立場からは、現代の超国家的な国際組織による国家意思の拘束という法現象も、直ちに国家権力の主権性と矛盾するものではないとの考え方が示されている<sup>15</sup>。

#### ロ 主権の多義性

国際法上、主権の概念は、上記のように整理されるが、「主権」が多義的な概念を有するということについては、内外の学説が等しく指摘する点である。これは、イで述べたように歴史的な概念であることによるとされる<sup>16</sup>。 憲法学の芦部信喜教授は以下のように整理する。

#### 【主権の意味】

概念区分	内 容	憲法上の規定
統治権	国家権力そのもの。立法権・行政権・司法権 などを総称する。	「国会は国権の最高機関」 (41条)
最高独立性	国家権力が対外的に他のいかなる権力主体 からも意思形成において制限されず独立で あり、対内的には他のいかなる権力主体にも 優越して最高であること。	「自国の主権を維持し」 (前文3項)
最高決定権	国政についての最高の決定権。国政のあり方 を最終的に決定する力または権威。	「ここに主権が国民に存することを宣言し」(前文 1項) 「主権の存する日本国民の総意」(1条)

<sup>14</sup> 杉原他『前掲書』70 頁、村瀬信也、奥脇直也、吉川照美、田中忠『現代国際法の指標』 (1999 年) 有斐閣 7 頁。ウィンブルドン号事件(1922 年)において、常設国際司法裁 判所は、「国家が条約を締結することを通じて作為・不作為の義務を負うことは主権の放 乗にはならず」むしろ「国際協定を結ぶ権能は主権の属性にほかならない」とした。

<sup>15</sup> 芦部『前掲書』230 頁

<sup>16</sup> 芦部『前掲書』220~223 頁

#### 2. 国際社会と国家主権

## (1)国際社会の基本的状況

国際社会とは、国際法が適用され存立するための社会的基盤であり、各国がそれぞれの共通の利害関係・目的・専門事項ごとに結集して、意図的・人為的に作り出した複数の国際共同関係を意味するとされる。各国が、主権・独立に基づく国内体制の相違を維持しながら、特定の機能別に存在する共通利益を承認することによって構成される<sup>17</sup>。

国際社会は、法的に対等である主権国家の並列的結合関係を前提とするため、「命令⇔服従」の関係を定める社会規範や、国家の上に立つ公的機関を設けることが容易ではなく、この「主権の壁」が国際社会に発生する多くの問題の解決の前に常に立ちはだかっている<sup>18</sup>。

国際社会においては、国家以外の私人・私企業・各種団体・NGO(非政府団体)・民族などの行為主体が活動している。国際法は、従来、国家のみを主体と捉えてきたが、最近では、国際機構や個人も主体として考えられており<sup>19</sup>、国際機構については、条約締結能力や損害賠償請求権等が認められるなど、限定的にではあるが国際法上の主体性が与えられ、また、例外的にではあるが、個人(自然人のほか、法人も含む)に対しても、国際裁判所への出訴や請願の権利など、国家間合意で認められた特別な場合に限り、国際法上の主体性が与えられている<sup>20</sup>。

## (2)国際機構の発達と国家主権

今日、国際社会における権力構造の中心的な担い手は依然として国家であるが、国家間の相互依存関係の増大と交通・通信手段の発達が国際協力の必要性と可能性を高め、過去 1 世紀の間に多くの国際機構<sup>21</sup> (international organization) が創設、発展してきた。その中には、欧州連合(EU)のように、国際機構の権限が一定事項について、加盟国の権限を越えるものもある<sup>22</sup>。

-

<sup>17</sup> 山本『前掲書』17 頁

<sup>18</sup> 波多野他『前掲書』3頁

<sup>19</sup> 波多野他『前掲書』72~73 頁

<sup>20</sup> 波多野他『前掲書』4頁

<sup>21</sup> 国際機構の概要は、衆憲資第 26 号参照。国際機構とは、多数国が特定の共通目的を継続的に達成するために、多数国間条約または既存の上位機関の決議などの国家間の合意に基づいて設立された国家の集合体であって、固有の内部機関と権能を持つものをいう(山本『前掲書』144 頁)。

<sup>22</sup> 波多野他『前掲書』3~4 頁、13 頁。杉原他『前掲書』は、国際機構をその権能の観点から①通常の国際機構と②超国家的国際機構とに分類し、①については、協議、調査、勧告等を通じて加盟国の活動の調整を図る組織とし、②については、加盟国の主権が制限され、理事会や委員会の定める規則が加盟国の国内において直接適用されるものとし、②の例として EU を挙げる (247 頁)。「超国家的性格」とは、一般に EU 加盟国の主権の一部が委譲されていることなどを意味するが、実定国際法上は、「欧州石炭鉄鋼共同体

今日、このような国際機構の発展に伴い、これに参加することに伴う主権 の制限、あるいは移譲が問題になっている。

国際機構においては、従来、全会一致の意思決定が原則であり、多数決による場合があっても、それは手続的・内部的事項に限られていたため、主権制限の問題は生じてこなかった。しかし、国際連合では多数決による表決制度がとられ<sup>23</sup>、国連憲章 7 章に基づき国連安保理がとる強制措置(41、42条)や国連憲章の改正はすべての加盟国に対して拘束力を持つこととされている(25条、108条)。このような場合に、国家が自己の意思に反して国際機構の決定に拘束される場合には、主権が制限されると言うことができる。ただし、当該機構から脱退する自由が保障されている限り、この主権の制限は絶対的なものではない。一方、欧州連合のように、一定の分野において多数決方式による立法も含む形で立法権限が移譲されるとともに、その定立する法に国内的な直接適用や直接効果が認められ、解釈・適用に関する裁判所を用意し、対外的な交渉権限をもつ超国家性を備える特殊な機構では、主権の移譲が行われていると言うこともできるとされる<sup>24</sup>。

<sup>(</sup>ECSC)を設立する条約」において、ECSCの最高機関の任務の性格を表わす語として用いられた(筒井『前掲書』)。

<sup>23</sup> 国連の決議は、内部事項を別にして、通常は勧告的効力をもつにとどまるため、多数決制度導入により、ただちに加盟国の主権が制限されたと見ることはできないとされる。 杉原他『前掲書』71 頁

<sup>24</sup> 波多野他『前掲書』97 頁、杉原他『前掲書』72 頁

## 1. EU **の形成**

#### (1) EU 統合の経緯

第二次世界大戦後の 1952 年、西欧 6 ヶ国(フランス、 旧西ドイツ、イタリア、ベル ギー、オランダ及びルクセン ブルク)を原加盟国として、 石炭及び鉄鋼の共同管理を目 的とした「欧州石炭鉄鋼共同 体」(European Coal and Steel Community : ECSC) が結成された。その後、1958 年に、ECSC の成果を更に経 済全般の分野に拡大し、市場 統合を促進することを目的と して「欧州経済共同体」 **Economic** European Community: EEC) が、ま た、原子力産業を管理・促進

#### < EU に関する略年表 >

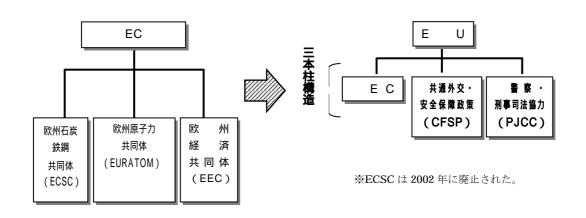
年	事実
1952 年	ECSC 発足
1958年	EEC・EURATOM 発足(ローマ条約)
1967年	3 共同体が EC 下に統合
1968年	関税同盟・共通農業政策
1973年	デンマーク、アイルランド、イギリスが加盟
1979年	為替相場安定のための欧州通貨制度発足
1981年	ギリシャが加盟
1986年	スペイン、ポルトガルが加盟
1987年	単一欧州議定書発効
1992年	マーストリヒト条約調印
1993年	欧州単一市場の誕生・EU の発足
1994年	欧州通貨機関設立
1995 年	スウェーデン、フィンランド、オーストリア が加盟
1997年	アムステルダム条約調印
1998年	欧州中央銀行設立
1999年	単一通貨ユーロ導入決定(11 カ国参加)
2001年	ニース条約調印
2002年	ユーロ流通開始(ギリシャが参加しユーロ圏は 12 カ国となる。デンマーク、イギリス及びスウェーデンは不参加)
2003年	東欧諸国など10カ国が加盟条約に調印
2004年	EU25 カ国体制に拡大(5 月予定)

することを目的として「欧州原子力共同体」(European Atomic Energy Community: EURATOM)が、それぞれ結成された。

3 共同体は、1967年に発効した単一組織設立条約により、管理部門が統合され、「欧州共同体」(European Communities: EC)と総称されるようになり、加盟国間での共同市場の形成や経済統合を目指した地域的国際組織として、加盟国を徐々に拡大し発展していった。また、1987年に発効した単一欧州議定書においては、欧州理事会の制度化、欧州議会の権限強化、EC司法裁判所の第一審裁判所の設置等が図られた。

そして、1992年に調印されたマーストリヒト条約(欧州連合条約)により、EC の基礎の上に「欧州連合」(European Union: EU)を創設することが確認され、その新たな目的として、経済・通貨統合の実現、共通社会・教育・文化政策の実施、欧州市民権の設定のほか、加盟国間における共通外交・安全保障政策及び警察・刑事司法の分野での協力が加えられた。現在、EU は、①EC:域内市場法(物・人・サービス・資本の自由移動など)及び競争法、②共通外交・安全保障政策(Common Foreign and Security Policy): EU の対外的活動の全体的一貫性を確保することを目的としており、EC 分野における共通通商政策及び開発協力を政府間協力として補完、③警察・刑事司法協力(Police and Judicial Cooperation in Criminal Matters): EC 分野における「人の自

由移動」を補完、という三本の柱に支えられていると言われている(いわゆる「三本柱構造25」)。①の柱については、EUとしての共通政策であるため、ECとして国際的な法人格が認められており、EC立法及びEC裁判所の司法審査の対象となるが、②及び③の柱については、EUとしての共通政策ではなく、加盟国の政府間協力に基づく政策協力に過ぎないとされていた。しかし、1997年に調印されたアムステルダム条約により、③警察・刑事司法協力の多くが共同化され、EC裁判所の管轄権の下に組み入れられている。



その後も EU は、アムステルダム条約 (1997年調印) 及びニース条約 (2001年調印) を経て、さまざまな制度を築き上げている。

#### <EU 関連の主な条約一覧>

条約名	調印年等	目的	概要
ローマ 条約	1957 年調印 1958 年発効	共同市場の設立、 共同体全体の経済 活動の発展及び生 活水準の向上、加 盟国間の関係の緊 密化等	・関税同盟の創設(域内における関税・数量制限の廃止及び域外に対する共通関税の設定) ・ヒト、サービス及び資本の自由移動、通商、農業、運輸、競争等の各分野における共通政策の実施
マーストリヒト 条約	1992 年調印 1993 年発効	EU の発足	・EUの創設(EC+共通外交・安全保障政策に関する政府間協定+司法・内務分野における協力の促進に関する政府間協定)・1999年までに共通通貨であるユーロの導入・加盟国とECとの権限が競合する分野においては、加盟国を達成が対策をしては、加盟国を連続で行動するのでは目的を達成が対策をしているとしての行動が可能になるとする「補完性の原則」の導入・EU市民権の創設

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> 庄司克宏 「欧州憲法条約草案の概要と評価」 『海外事情』 拓殖大学海外事情研究所 2003.10 15 頁

8

\_

アムステルダム 条約	1997 年調印 1999 年発効	マーストリヒト体制の強化、社会政策等の新分野における協力関係の構築、EU機関の透明化を図ること	・性別、障害その他あらゆる形態の 差別の防止、出入国管理、犯罪、 難民問題等に係る共通対策 ・失業対策に係る共同作業の強化、 社会・労働条項の創設等 ・共通外交・安全保障政策を効果的 なものとするためのメカニズム の提供 ・閣僚理事会及び欧州議会の共同決 定に係る事項の増加及び手続の 簡素化
ニース 条約	2001 年調印 2003 年発効	加盟国拡大後の EU が効果的に機 能するため、EU組 織の運営、手続等 に係る変更	<ul> <li>・特定多数決の対象となる分野の拡大及び人口を勘案した票配分の変更</li> <li>・欧州議会の議席数配分の変更</li> <li>・欧州委員の各国枠の見直し(2005年から1国1委員制)</li> <li>・加盟国が共通政策を先行して実施する「先行統合」の実施</li> </ul>

#### (2) EU **の拡大**

マーストリヒト条約の締結以降、EUの拡大も進められ、1995年には、スウェーデン、フィンランド、オーストリアの三カ国が新たに加盟した(第4次拡大)。さらには、東南欧諸国との加盟交渉が始まり、1998年にポーランド、チェコ、ハンガリー、エストニア、スロベニア、キプロスの6カ国と加盟交渉を開始し、続いて、2000年からはルーマニア、スロバキア、ラトビア、リトアニア、ブルガリア、マルタの6カ国との協議が開始された。そして、これらの候補国のうち、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロベニア、スロバキア、エストニア、ラトビア、リトアニア、キプロス、マルタの10カ国が、加盟に必要な基準を達成した国として、2004年5月からの加盟を承認された。

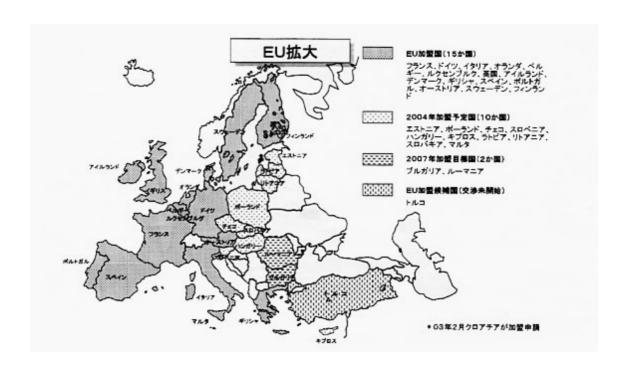
なお、ルーマニア、ブルガリアについては加盟交渉が順調に進めば 2007 年に加盟の見込みであり、トルコについては、1999 年のヘルシンキ欧州理事会で加盟候補国としては認められたが、人権、領土、キプロス問題<sup>26</sup>等、EU が求める政治的基準を満たす必要があり、加盟交渉はまだ開始されていない。

-

<sup>26</sup> キプロスは、1960年に英国から独立したが、ギリシャ系とトルコ系の住民対立と武力 衝突が続き、74年ギリシャ軍事政権が介入。これに対してトルコ政府が派兵し北部を占 領し、南北に分裂した。北キプロス・トルコ共和国はトルコだけが承認している。EU 加 盟が認められたのは南のキプロス共和国であり、南北分断の長期化をおそれて、国連調 停案に基づく交渉の再開を促す動きが活発化している(2004年2月7日朝日新聞)。

<EU 加盟国等一覧表>

原加盟国	第1次拡大	第 2 次拡大	第 3 次拡大	第 4 次拡大	第 5 次拡大
	(1973年)	(1981 年)	(1986 年)	(1995 年)	(2004 年)
フランス 西ドイツ イタリア ベルギー オランダ ルクセンブルク	デンマーク アイルランド イギリス	ギリシャ	スペイン ポルトガル	スウェーデン フィンランド オーストリア	ポーンチススエラリキアンドーアアニススエラトアロストビアコスカー・デーススカー・デースクリー・デースのカー・デーのアー・デースのカー・デースのカー・デースのカー・デースのカー・デースのカー・デースのカー・デースのカー・デースのカー・デースのカー・デースのカー・デースのカー・デースのアー・デーのアー・デースのアー・デースのアー・デースのアー・デースのアー・デースのアー・デースのアー・デースのアー・デースのアー・デースのアー・デースのアー・デースのアー・デースのアー・デースのアー・デースのアー・デースのアー・デースのアー・デースのアー・デースのアー・デースのアールのアー・デースのアー・デースのアー・デースのアー・デースのアー・デースのアー・デースのアー・デースのアー・デーの



出典:外務省 「EU事情と日・EU 関係」 平成 15 年 10 月 7 頁

このような EU 統合の動きは、第二次世界大戦への反省から、欧州における武力紛争を回避し、永続的な平和と安定を維持しようとする西ドイツ及びフランスをはじめとする西ョーロッパ諸国の決意にその淵源を求めることができると一般に言われているが、2004 年 5 月からの 25 カ国体制により、総人口 4 億 5000 万人、GDP は世界のほぼ 4 分の 1 にあたる規模の巨大な経済圏が形成されることになる。

<EU・日本・米国の基礎データ>

EU15 カ国		EU25 カ国	日本	米国
面積 (万㎢)	319.1	392.9	37.8	937.3
人口 (億人)	3.79	4.53	1.27	2.89
<b>GDP</b> (10 億ユーロ)	9,162	9,600	4,240	10,979

(人口は 2003 年 1 月 1 日推定値、GDP は 2002 年の名目値 資料: 欧州委員会統計局)

#### EU 加盟の基準

加盟基準について、当初は、「アキ・コミュノテール(Acqui communautaire)」と呼ばれる EU 加盟国が基本条約に基づいて積み上げてきた法体系の総体の受諾、加盟にともなう経済的負担に耐えうる経済的基準などが問われてきたが、次第に、複数政党による民主主義的な政治、国内での人権擁護などの基準が追加されてきた。アキ・コミュノテールは、31 分野について定められ、新規加盟国として受け入れられるために、基本条約に合わせて国内法の整備が必要となる。

1 製品の自由移動 11 経済および通貨同盟 21 地域政策と構造的機関の協調

2人の自由移動 12 統計 22 環境

3 サービス提供の自由 13 社会政策と雇用 23 消費者と健康保護 4 資本の自由移動 14 エネルギー 24 司法・内務分野の協力

5 会社法15 産業政策25 関税同盟6 競争政策16 中小企業26 外交関係

7農業 17科学と調査研究 27 共通外交・安全保障政策

8 漁業 18 教育と訓練 28 金融管理

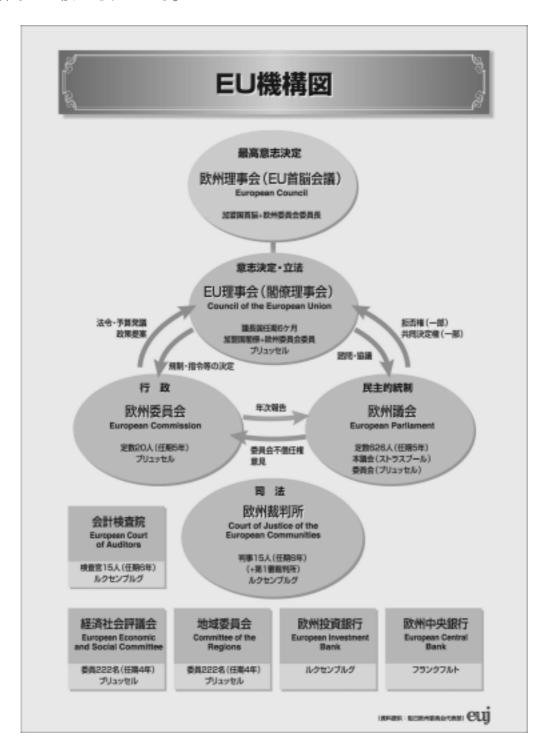
9 運輸交通政策19 電気通信と情報技術 29 財政と予算準備10 税制20 文化と視聴覚政策30 社会制度、31 その他

また、1993 年に開催されたコペンハーゲン欧州理事会においては、①民主主義、法の支配、人権及び少数民族の尊重と保護を保障する安定的な諸制度を有すること(政治的基準)、②市場経済が機能しており、EU 域内での競争力及び市場力に対応するだけの能力を有すること(経済的基準)、③政治目標及び経済通貨同盟を含む加盟国としての義務を負う能力を有すること(その他の基準)、以上三つが、EU への新規加盟に係る基準として原則化されている(コペンハーゲン・クライテリア)。

出典:駐日欧州委員会代表部の HP(http://jpn.cec.eu.int/index.html) 田中俊郎『EU の政治』岩波書店 2002 年 155 頁

#### 2. EU の組織、権限等

EU は以下の機関によって運営されている。①各国の元首や政府首脳で構成される欧州理事会(EU 首脳会議)、②加盟国を代表する閣僚によって構成される EU理事会(閣僚理事会)、③EU法を提案し実施する権限をもつ欧州委員会、④民主的に選ばれた欧州議会、⑤EU 法の遵守の確保を図る欧州裁判所、⑥財政管理を監査する会計検査院、その他経済的、社会的、地域的な利益を代表するいくつかの諮問機関と EU の目的に沿った投資と資金調達を行う欧州投資銀行などが設立されている。



#### <EU の諸機関>

名称	性格	構成、所掌事務等
欧州理事 会(EU首脳 会議) European Council	政治レベル での最高意 思決定機関	加盟国の首脳及び欧州委員会委員長から構成され、一般的政治指針を策定するとともに、共通外交・安全保障政策の共通戦略を決定する。年に2回開催される。加盟国は6カ月ごとに交代で議長国 <sup>27</sup> を務めることとされている。
EU 理事 会(閣僚理事 会) Council of Ministers	主たる 決定機関	加盟国の閣僚級の代表から構成される(議題に応じて担当の閣僚が 出席し理事会を構成する。)。加盟国の一般経済政策の調整、共通政 策に関する主要な決定の採択等を行うほか、外交・安全保障につい ては、共同行動を採択し、また、司法・内務協力については、加盟 国に共同行動の採択を勧告する。理事会の本部はブリュッセルに置 かれているが、特定の会議はルクセンブルグで開かれる。
欧州委員会 Commission of the European Union	執行機関	加盟国の合意に基づき、かつ、欧州議会の承認を受けた 20 名の委員から構成される(任期 5 年)。出身国たる加盟国から独立して EUの一般利益を代表する機関として、条約違反の加盟国の欧州裁判所への提訴、法案の提出、条約の施行規則の発令、予算の歳出管理等EU 法の具体的な適用及び執行に当たる。本部はブリュッセルに置かれ、約 1 万 5000 人のスタッフがいる。
<b>欧州議会</b> European Parliament	諮問・共同 決定機関	加盟国を 1 つの選挙区とする直接選挙により選出される 626 名28 の議員から構成される (任期 5 年)。発足当時は、諮問的権限のみが付与されていたに過ぎなかったが、近年、その権限は強化されつつあり、各加盟国国民を代表する機関として、欧州委員の任免、年次予算案の採択とその実施状況の監視、EUが締結する条約の承認、閣僚理事会と共同しての規則及び指令の採択、その他 EU の機関による行政の過誤に対する苦情を処理するオンブズマンを任命する権限等を有する。通常、毎月 1 週間、ストラスブールで本会議が開催される。事務局はルクセンブルグにある。
欧州裁判 所 Court of Justice of the European Union	司法機関	加盟国の合意に基づいて任命された 15 名の判事及び 9 名の法務官 から構成される (任期 6 年)。訴訟形態としては、加盟国、法人又 は個人が直接欧州裁判所に提訴する直接訴訟、加盟国の裁判所が具 体的な訴訟の中で EU 法の解釈又は有効性について欧州裁判所に 先決的な意見を求める先決訴訟等が存在する。なお、個人又は法人により提訴される訴訟の第一審としての裁判を行う第一審裁判所 が設置されている。両裁判所ともルクセンブルグにある。
会計検査院 the European Court of Auditors	監査機関	欧州議会への諮問を経て、理事会の全会一致によって任命された 15人の委員で構成される(任期は3年)。歳入・歳出のチェック、 財務管理は健全性を監査し、年次報告を作成する。マーストリヒト 条約によって正式機関の地位を与えられ、ルクセンブルグに置かれ ている。
その他		経済社会問題についての諮問機関である経済社会評議会、各地域に関する諮問機関である地域評議会、独立の公共金融機関である欧州中央銀行及び欧州投資銀行等の諸機関が存在する。

「田中俊郎『EU の政治』岩波書店  $35\sim60$  頁、駐日欧州委員会代表部 IIP (http://jpn.cec.eu.int/japanese/general-info/index.html)等を参考に事務局において作成)

\_

<sup>27 2004</sup> 年前半はアイルランド、後半はオランダ、2005 年前半はルクセンブルグ、後半は 英国、2006 年前半はオーストリア、後半はフィンランドの順番となっている。

<sup>28</sup> 現在の議席配分は、ドイツ 99、フランス・英国・イタリアが 87、スペイン 64、オラン ダ 31、ポルトガル・ベルギー・ギリシャが 25、スウェーデン 22、オーストリア 21、デンマーク・フィンランド 16、アイルランド 15、ルクセンブルグ 6

#### 3. EU **の深化**

## (1) 経済通貨同盟 (Economic and Monetary Union: EMU) の成立

1958年のローマ条約の下では、通貨に関する政策はほとんどなく、ヨーロッパの為替市場が不安定となることが多かった。そこで、安定した通貨圏を創出するため、1979年、全加盟国が参加して欧州通貨制度(European Monetary System: EMS)が発足し為替の安定に寄与した。

一定の成功を収めた EMS を踏まえ、1989 年、3 段階からなる EMU の設立を企図した「ドロール報告書」が発表された。これに基づき、まず第一段階として、マーストリヒト条約の発効(1993 年 11 月)までに、大半の加盟国において資本の移動が自由化され、第二段階として、マーストリヒト条約において、欧州通貨機関(EMI)を発足させ、加盟国における中央銀行間の協調強化と金融政策の調整を行い、そして、第三段階として、1999 年 1 月、単一通貨ユーロと欧州中央銀行(ECB)による一元的な金融政策運営が開始された。その後準備期間を経て、2002 年 1 月 1 日よりユーロ紙幣、コインが流通を開始し、同年 2 月 28 日までに切り替え作業は終了した。

原加盟国は、ベルギー、ドイツ、スペイン、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、オーストリア、ポルトガル、フィンランドの11カ国であり、その後、2001年からギリシャが参加している。これらの国には、「安定及び成長協定」の遵守が要求され、財政赤字をGDP比3%以内に抑えることが求められている。なお、デンマーク、スウェーデンでは国民投票が実施された結果、参加が否決され、英国については国民投票自体が先送りされ未参加である<sup>29</sup>。

## (2) 人の自由移動政策

マーストリヒト条約では、「すべての欧州連合市民は、…構成国の域内において自由に移動しかつ居住することができる」とし、人の自由移動は欧州市民権の一部とされたが、国境の管理は主権国家の当然の任務として各国の抵抗があり、もっとも発展が遅れていた分野であった。フランスや当時の西ドイツなどは EC 条約の枠外において、査証政策や難民政策などに関する協定(シェンゲン協定)を締結し、またマーストリヒト条約においても、EC 分野として共同化されたのは、域外の第三国民に対する査証政策だけであった。

しかしながら、いままで強行に反対していた英国の政権交代などもあり、アムステルダム条約においては、人の自由移動と国境管理、亡命と庇護及び移民に関する措置等が共同化され、原則として EC 裁判所の管轄の下で司法審査の対象となった。また、シェンゲン協定も、議定書として EU 条約の枠内に入ることとなった30。

14

<sup>29</sup> 外務省 HP(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/uk/sanka.html)

<sup>30</sup> 田中俊郎 『前掲書』 岩波書店 2003.12 105 頁

#### (3) EU 基本権憲章

EU の基本条約には保障されるべき人権のカタログ規定が存在しなかったが、2000年に開催されたニース欧州理事会において、EU 域内において認められている権利及び自由を宣言する「EU 基本権憲章」(前文及び 54 条から構成)が発表された。「EU 基本権憲章」は、法的拘束力を有しない政治的な宣言であるため、EU に新たな権限を認め、又は責務を負わせるものではないが、EU 諸機関がその職務を遂行するに当たり遵守すべき一般的指針とともに、加盟国が遵守すべき一定の基準を明らかにしたものであると考えられている。なお、ECとしての加盟が認められていない「欧州人権条約」<sup>31</sup>との関係について、「EU 基本権憲章」は、同条約に有利な形で解釈されなければならず、また、同条約の保障水準を下回ることはできないとされている。

# (4) 欧州憲法条約草案 (Draft Treaty establishing a Constitution for Europe)

# イ 欧州憲法条約草案の起草までの過程

欧州憲法制定に関する動きは、欧州防衛共同体(EDC)条約(1952年調印、未発効)につらなる欧州政治共同体構想<sup>32</sup>に端を発している。その後、欧州議会による欧州憲法に関する一連の決議が採択された。

EU では、短期間のうちに基本条約の改正が重なり、その構造が複雑となったことから、2004 年の EU 拡大を前に一つの共同体としての憲法が必要との議論が高まった。基本条約の制定、改正のための政府間会議(IGC:Intergovernmental Conference)は構成国の意見対立が激化しやすく、また市民の目の届かない場における交渉が多いことから、その限界が認識されていた。そこで、2001 年、ベルギーのラーケンにおける欧州理事会において、欧州統合をど

#### < EU 憲法起草に関する年表 >

1950年	欧州政治共同体構想に、二院制の議会、執
代	行理事会、裁判所設置等が盛り込まれる。
1984 年	欧州議会、欧州連合条約草案を採択
1990年	欧州議会、EU のための憲法草案に関する
	欧州議会のガイドラインに関する決議を
	採択
1994年	欧州議会、EU 憲法に関する決議を採択。
	EU 憲法草案が添付される
1999 年	欧州議会、諸条約の改革及び次期政府間会
	議の準備に関する決議を採択。決議中「EU
	の憲法制定:欧州を市民により身近に」で
	は、EU 拡大により憲法制定過程の開始が
	求められている、とされる
2000年	欧州議会、諸条約の憲法化に関する決議を
10 月	採択。諸条約の憲法化の理由として、①EU
	市民に拠るべきテキストを与える、②EU
	諸機関を統制する規則の簡素化を挙げる。
12 月	ニース欧州理事会で諸条約の改革等のた
	めの政府間会議開催の合意
2001年	欧州議会、憲法制定課程及び連合の将来に
11 月	関する決議を採択。2004 年の政府間会議
	の目的を憲法制定であるとする
2001年	ニース条約付属書「連合の将来に関する宣
	言」
2001年	欧州理事会、ラーケン宣言の中で「欧州の
12 月	将来に関する諮問会議」の設置に言及
2002年	コンベンションが議論開始、6月に「憲法
2 月	条約草案」を欧州理事会に提出

<sup>31 1950</sup>年調印、1953年発効。マーストリヒト条約6条2項は、EUが欧州人権条約により保障され、かつ構成国に共通の憲法上の伝統に由来する基本的権利を共同体法の一般的原則として尊重する、とする。

<sup>32</sup> EDC 条約が発効せず、同構想も実現しなかった。

こまで進めるか具体的な将来像を検討するコンベンションを設置することを内容とする「ラーケン宣言」が発表された。この宣言に基づき、2002 年 2 月以降、ジスカール・デスタン元仏大統領を議長としたコンベンション(European Convention)が開催され、憲法条約を含む欧州の将来像について議論が行われた。そして、その成果は欧州憲法条約草案としてまとめられ、2003 年 6 月、ギリシャのテッサロニキにおける欧州理事会に提出された。その後、2003 年 10 月から、新加盟国を含めた 25 カ国による IGC が開催されたが、主に特定多数決方式問題に関して議論が紛糾し、現在協議は決裂状態にある。

基本条約の問題点

- ・「民主主義の赤字(democratic deficit)」の問題(市民から直接に選挙された代表によって構成される議会が EU の立法制定過程に限定的にしか関与できないこと33)
- ・三本柱構造(EU/EC 構造)(p.8 参照)が複雑であり、一般市民に理解され にくいこと。
- ・EUの機構改革が政治的妥協により不十分なものにとどまっていること。
- ・EU 基本権憲章には法的拘束力がないこと。
- ・条約改正方式の限界



# ロ 欧州憲法条約草案の構造及び内容

憲法条約草案は、①第一部:連合制度の骨子と基本原則、②第二部:連合基本権憲章、③第三部:連合の政策と運営、④第四部:一般最終規定から構成され、条文数は 400 を超える。EU の機関に関しては、欧州議会、欧州理事会、閣僚理事会、欧州委員会、欧州裁判所の五つであり、それぞれ従来の役割と相互の権限均衡がほぼ維持されている一方、任期 2 年半の「欧州首脳理事会議長」34の設置を行うなど、既存の基本条約における制度、原理を整理するだけでなく、新たな要素も追加されている。

#### 【憲法条約草案の構成】

PART I:連合制度の骨子と基本原則

PARTⅡ:連合基本権憲章

(THE CHARTER OF FUNDAMENTAL RIGHT OF THE UNION)

PARTⅢ:連合の政策と運営

(THE POLICIES AND FUNCTIONING OF THE UNION)
PARTIV: 一般的最終規定 (GENERAL AND FINAL PROVISIONS)

<sup>33</sup> 須網隆夫「超国家機関における民主主義」 『法律時報』 日本評論社 2002.4

<sup>34</sup> 英語では「President」と表記されるため、「EU 大統領」と称されることもある (2003 年 6 月 14 日付日経新聞、同月 22 日付朝日新聞等)。

#### < 欧州憲法条約草案のポイント>

GE DI			
原則	EUとは	:	7 ( E 7 ) ( ) ( E 7 )
			権能を移譲。平和やその価値観、住民の福祉の推進
			を目的とする。
	加盟国との関係	:	国のアイデンティティ、言語や文化の多様性を尊重
			し、目標達成に連携
	欧州市民	<u>:</u>	加盟国の国民は同時に EU の市民
指導者	大統領	:	欧州理事会(EU 首脳会議)で多数決により選出。
			任期は2年半で一度だけ再選可。欧州理事会の議長
	外相	:	外相理事会を主催。欧州委員会副委員長を兼ねる。
			欧州委員会委員長の同意を経て任命される。EU の
			共通外交・安全保障政策を担当
	欧州委員会委員長	:	首相らの推薦をもとに欧州議会が選挙
EU の機関	欧州議会	:	閣僚理事会とともに法律を制定。欧州委員会委員長
			を選出。欧州議会議員は欧州市民の直接選挙で選ば
			れる。任期 5 年
	欧州委員会	:	正副委員長と 13 人の委員で構成。委員は加盟国の
			輪番で選出
外交	共通外交	:	外相理事会の決定は全員一致が原則
	EU 部隊	:	平和維持、人道支援などに貢献
	テロと災害	:	加盟国は軍の出動を含む支援を実行
	武器調達庁	:	軍事作戦能力を高めるために創設
市民	基本権憲章	:	民主制を原則とする。死刑禁止、難民保護
	各国議会	:	EU 政策への修正意見を提出できる。
	市民対話	:	労組、教会や NGO と定期的な対話
	市民提案	:	100 万人以上の署名で新政策検討
その他	特定多数決	:	加盟国の過半数、人口の6割以上で可決
	EU <b>の象徴</b>	:	EU の旗、EU の歌、EU の銘、EU の通貨など
	.1		

<sup>※</sup> 朝日新聞(2003年6月19日)、朝日新聞(2003年7月27日)、産経新聞(2003年6月21日)の記事を参考に事務局が作成した。

#### 八 欧州憲法条約草案における主な論点

#### a. 閣僚理事会における特定多数決方式

#### (特定多数決)

- 第 I-24 条 欧州首脳理事会または閣僚理事会が特定多数決により決定を行うとき、多数決は、連合の人口の少なくとも五分の三を代表する構成国の過半数により成立するものとする。
  - ※ 欧州憲法条約草案の規定は、東京大学社会科学研究所助教授中村民雄氏の訳を引用した。全 訳は、衆憲資 40 号付録に掲載。なお、以下の文章において欧州憲法条約草案を引用する部分 についても同様である。

従来、閣僚理事会の採決は、全会一致と加盟国の人口を勘案した持ち票配分による特定多数決方式(QMV: qualified majority voting)が混在していた。

その後、加盟国が拡大するにつれて、EU が効果的に機能するため、QMV の対象となる事項が拡大され、加盟国の持ち票配分も見直されてきた。

今回の憲法条約草案では、東方拡大後の EU を見据えて、「別段の定めがあ

る場合を除き、閣僚理事会の決定は特定多数決によりなされる」とされ、QMVの原則化、全会一致の例外としての位置付けが明確にされた。さらに、QMVの方式も変更され、ニース条約における「321 票中 232 票+加盟国の過半数+加盟国全人口の62%」から、「加盟国の過半数+加盟国人口の少なくとも5 分の3 による決定」による二重多数決制が導入されることとなった35。

		ニース条約における 各国の持ち票配分	人口
	英国	29 票	5,884 万人(2001 年)
	ドイツ	29 票	8,254 万人(2003 年)
	フランス	29 票	6,008 万人(1999 年)
	イタリア	29 票	5,784 万人(2001 年)
	スペイン	27 票	4,085 万人(2001 年)
現	オランダ	13 票	1,612 万人(2002 年)
· 加盟国	ギリシャ	12 票	1,094 万人(2003 年)
	ベルギー	12 票	1,026 万人(2001 年)
	ポルトガル	12 票	1,033 万人(2001 年)
	スウェーデン	10 票	894 万人(2004 年)
	オーストリア	10 票	810 万人 (2003 年)
	デンマーク	7 票	537 万人 (2002 年)
	フィンランド	7 票	519 万人 (2003 年)
	アイルランド	7票	392 万人 (2002 年)
	ルクセンブルグ	4 票	41.3 万人 (2003 年)
	ポーランド	27 票	3,830 万人(2003年)
	チェコ	12 票	1,027 万人(2001 年)
新加盟国	ハンガリー	12 票	1,014 万人(2000 年)
	スロバキア	7票	541 万人 (2001 年)
	リトアニア	7票	370 万人 (2003 年)
	ラトビア	4 票	233 万人 (2003 年)
	スロベニア	4 票	199 万人 (2002 年)
	エストニア	4 票	144 万人 (2003 年)
	キプロス	4 票	87 万人 (2003 年)
	マルタ	3 票	37.6 万人(2003 年)

## b. 欧州委員会の構成

#### (欧州委員会)

第 I-25 条 1、2(略)

- 3 欧州委員会は、委員長、連合外務大臣兼務副委員長、および構成国間の平等な輪番制にもとづいて選任される十三名の欧州委員(European Commissioners)を構成員とする委員団(Collège)からなるものとする。当該輪番制は、欧州首脳理事会が採択する欧州決定において、次の原則にもとづいて定めるものとする。
  - (a) 構成国は、自国民が委員団の構成員となる順番および任期の決定に関して、厳格 に平等な立場で扱われるものとする。ゆえに、任意の構成二箇国の各国委員の任期 合計の差をとったとき、それが一期を超えてはならない。
  - (b) (a)号に従って、各期の委員団は、連合構成国すべての人口統計的かつ地理的な幅を満足的に反映するように構成されるものとする。

欧州委員会委員長は、その他のすべての構成国出身の、投票権のない委員 (Commissioners) を、委員団の構成員と同一の基準を適用して任命するものとす る。

現行制度では、各国より少なくとも1名の委員が所属し、20名(ドイツ、英

-

<sup>35</sup> 前掲 庄司克宏「欧州憲法条約草案の概要と評価」27頁

<sup>36 2003</sup>年12月14日読売新聞

国、イタリア、フランス、スペインから各 2 名、その他の 10 カ国からは各 1 名)で構成されているが、2004 年 5 月の EU 拡大を踏まえて、ニース条約において、2005 年から 1 国 1 委員制、委員の上限を 27 名とし、加盟国数が 27 カ国を超えた場合には平等の輪番制をとることが決定されていた。

今回の欧州憲法条約草案では、さらに欧州委員会の機動性を高めるため、 2009年より委員の数を15人に固定し、委員長とEU外務大臣を兼ねる副委員 長を除いた13名の輪番制が予定されている。この案に対しては、キプロスを はじめとした小国は「全加盟国の委員がいなければ小国の意見が反映されない」 と反発している<sup>37</sup>。

#### c. 欧州首脳理事会議長及び連合外務大臣の新設

#### (欧州首脳理事会議長)

- 第 I-21 条 欧州首脳理事会は、任期二年半かつ一回更新可能な議長(President)を、特定多数決により選出する。障害または重大な非行がある場合は、欧州首脳理事会は同一の手続に従って議長を解任することができる。
- 2 欧州首脳理事会議長は、次の事項を行うものとする。
  - 一議長をつとめ、議事を進行する。
  - 一欧州委員会委員長と協力し、かつ総合理事会(the General Affairs Council)の作業にもとづいて、適切な準備と継続性を確保する。
  - 一欧州首脳理事会内の結束とコンセンサスの促進に努める。
  - 一各会合の後に、欧州議会に報告を行う。

欧州首脳理事会議長は、その次元およびその資格において、連合の共通外交安全保障政策に関する問題の対外代表をつとめるものとする。ただし、連合外務大臣の職責を害さないものとする。

3 欧州首脳理事会議長は、国内使命を帯びてはならない。

#### (連合外務大臣)

- 第 I-27 条 欧州首脳理事会は、特定多数決により行動し、欧州委員会委員長との合意の上で、連合外務大臣を任命するものとする。当該大臣は、連合の共通外交安全保障政策を遂行するものとする。欧州首脳理事会は当該大臣を同一の手続により解職することができる。
- 2 連合外務大臣は、自らの提案により共通外交政策の展開に貢献し、閣僚理事会の与 える使命に従って当該政策を遂行するものとする。共通安全保障防衛政策についても 同様とする。
- 3 連合外務大臣は、欧州委員会の副委員長の一人であるものとする。当該大臣は、欧州委員会においては、連合の対外関係の運営および連合の対外行動のその他の局面の調整に責任をもつものとする。欧州委員会内において当該責任を果たすとき、当該責任に関する限りで、連合外務大臣は欧州委員会の手続に拘束されるものとする。

現在の欧州首脳理事会の議長は、半年ごとの輪番による議長国制が採られていたが、継続性に欠ける上に対外的にも存在感が小さいとされ、EU 政策の継

<sup>37 2003</sup>年10月23日付毎日新聞

続性を保障し求心力を持たせるために、「EU 大統領 (President)」職の創設が盛り込まれた。これは、「米大統領と対等に渡り合えるポストを」という希望の表れでもある<sup>38</sup>。しかし、英独仏といった大国は積極的であるのに対し、中小国では大国主導への警戒感があり、妥協の結果、任期を 2 年半としつつ、「大統領」と実務的な議長の中間的な性格として位置付け、その権限を欧州首脳理事会の議長などに限定する内容となっている<sup>39</sup>。

また、連合外務大臣は、通商問題の対外代表と共通外交・安全保障政策の上級代表を統合した役職であり、EUの対外政策全領域の一貫性と可視性を強化する目的で創設される40。

#### 二 今後のスケジュール

イタリアを議長国として、2003 年 10 月から開催されていた政府間会議 (IGC) は、欧州首脳理事会での投票方式をめぐるスペイン・ポーランドと、ドイツ・フランスの対立により、同年 12 月 13 日に打ち切られた。2004 年 1 月からは、アイルランドが議長国となるが、IGC 再開の日程は決まっておらず、5 月の EU 拡大までの合意は難しいとの見方が支配的である41。

また、6月には欧州議会選挙が予定されており、2004年前半の交渉開始も困難視されていることから、ドイツ・フランスは、中核を形成する国だけで統合を先行する「ツー・スピード(two speed)統合論」を展開している42

#### 4. EU の安全保障政策

#### (1) 欧州の安全保障体制

第二次大戦後、西側諸国では、1949年に北大西洋条約機構(NATO)が、東側諸国では、1955年にワルシャワ条約機構が結成され、東西の軍事同盟が対峙した。

しかし、東西それぞれの安全保障体制が構築される中にあっても、西欧には独自の安全保障体制の確立を模索する動きが存在し、1955年には、西欧同盟(WEU:1948年に西ドイツの報復を阻止するために発足した「ブラッセル条約機構」を発展させたもので現在10ヶ国が加盟している。)が発足した。しかし、西欧において安全保障の役割を担ったのはNATOであったため、WEUの活動は事実上休眠状態であった。

その後、東西緊張緩和(デタント)を受け、1975年に東西軍事同盟加盟国の ほか欧州の非同盟国も参加する欧州安全保障協力会議(CSCE、95年に欧州安 全保障協力機構 OSCE と名称変更)が開催され、欧州全域において安全保障や

<sup>38 2003</sup>年6月14日付日経新聞、2003年6月14日付読売新聞

<sup>39 2003</sup> 年 6 月 14 日付朝日新聞

<sup>40</sup> 中村民雄 前掲「EU法の最前線」70頁

<sup>41 2004</sup>年1月3日付日本経済新聞

<sup>42 2004</sup> 年 1 月 29 日付日本経済新聞

人権を含む幅広いプロセスが進展した。

冷戦終焉後、世界的に民族対立や宗教に起因する地域紛争、新国家の独立が相次ぎ、欧州においても、これら周辺地域の不安定・緊張の西側諸国への波及が新たな脅威として捉えられるようになった。NATOでは、その存在意義と役割の見直しが図られ、1991年には「戦略概念」、1999年には「新戦略概念("同盟の戦略概念")」を示し、従来の集団防衛任務(いわゆる 5条任務)に加え、ヨーロッパ域外における危機管理(非5条任務)という新たな任務を付加することとなった。そして、結果として、NATOは旧ユーゴ地域における紛争に対し、和平履行部隊(IFOR)や安定化部隊(SFOR)の派遣を通して紛争予防や平和維持に大きな役割を果たしてきた43。

一方、WEUにおいては、再活性化が唱えられるようになり、1987年にハーグ外相・国防相理事会での「欧州の安全保障利益のためのプラットホーム」において、より結束した欧州の防衛構想を目指すことを確認し、1992年のペータースベルグ宣言により、従来の集団防衛機能に加えて、①人道援助・救援活動任務、②平和維持任務及び③危機管理任務を付加し(①②③をいわゆる"ペータースベルグ任務"という。)、平和維持活動を念頭においた危機管理演習を含め定期的に演習を実施してきた44。

そして、欧州諸国の大部分を包含していた OSCE は、1991 年のワルシャワ条約機構の解体に伴い、東西対話を提供する場から予防外交を行う機関へとその役割の拡大を図り、安全保障対話から、人権の保護、民主主義の促進、紛争予防等の分野にも力点をおき、より広い意味での安全保障に貢献する機能を果たすこととなった45。

#### (2) EU の共通外交・安全保障政策

EU の経済的統合は進んでいたが、安全保障分野は各国の主権と深く関係するため統合が進まず、EU 独自の軍隊の創設は実現していなかった。しかし、ユーゴ紛争に欧州諸国だけでは対応しきれず、その結果、米国の関与を必要としたという経験から、欧州内の問題への対応については、欧州がより独自性を持つべきであるという「欧州安全保障・防衛アイデンティティ(ESDI)」が高揚した。そして、1992年のマーストリヒト条約の採択に当たり、同条約において、EU による共通外交・安全保障政策(CFSP)を EU の活動の柱の一つと位置付けるとともに、WEU を、EU 発展の不可欠な一部であり、EU の防衛上の構成要素として確立し、共通外交・安全保障政策及びその中核をなす欧州安全保障防衛政策(ESDP)の実施に WEU を活用することとした。

WEU は、これまでアルバニアやクロアチア等への欧州合同軍を派遣してい

<sup>43</sup> 実際には、それ以前に、国連の要請に基づきボスニアにおける空軍力の提供等、域外派遣を 行っている。

<sup>44</sup> 参考:外務省 HP(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/safety/trend.html)

<sup>45</sup> 参考:外務省 HP (同上)

るが、1999年のヘルシンキ欧州理事会において、WEU における集団防衛任務 以外の機能(ペータースベルグ任務)を EU へ移管することが合意され、また、 「政治・安全保障委員会」、「軍事委員会」、「幕僚部」の3委員会が、欧州理事 会の下に発足した (EUの共通外交・安全保障政策 略年表)

(2000年12月)。そ して、危機防止、危機 管理任務を遂行できる 緊急対応部隊が創設さ れることが決定した (ヘッドライン=ゴー ル<sup>46</sup>の設定)。2002年に は、EU による NATO の軍事資産の使用に関 する合意が成立し、 2003年以降、これまで NATOが行ってきたマ ケドニアにおける和平 合意のための作戦や、 ボスニアにおける NATO及び国連の活動 を EU の作戦として引 き継いでいる47。

(EU の共通外交・女主体障以束 哈牛衣)				
年月日	出来事			
1993 · 11	マーストリヒト条 約発効	CFSP を EU の活動の柱の一つとする		
1998 · 12	英仏首脳会談 (サン・マロ宣言)	欧州独自の軍事行動能力・機構を EU が保持すべきとの見解で合意		
1999 · 5	アムステルダム条 約発効	CFSP の強化、前 NATO 事務総長のソラナ氏が CFSP 上級代表に就任		
6	ケルン欧州理事会	WEU の EU への取込を決定		
12	ヘルシンキ欧州理 事会	EU 独自部隊の創設に関する「ヘッド ラインゴール」の設定		
2000 · 11	WEU マルセイユ 宣言	ペータースベルグ任務の EU への移管決定		
11	EU 能力制約会議	各国が提供可能な兵力の調整		
12	ニース欧州理事会	政治・安全保障委員会、軍事委員会、 幕僚部が正式に発足		
2001 · 11	EU 能力改善会議	ペータースベルグ任務遂行能力の確保の確認		
12	ラーケン欧州理事 会	「ESDP のオペレーショナリティー についての宣言」の採択		
2002 · 3	EU 外相理事会	ボスニアへの文民警察部隊の派遣決定		
12	EU·NATO 宣言	EU による NATO 軍事資産の使用の認定		
2003 · 2	ニース条約発効			
3		マケドニアでの NATO の作戦を EU 緊急対応部隊が継続		
6		コンゴにおける軍事オペレーション開始		

## (3) EU と NATO との関係

EUでは、米国を含む NATO の能力に大きく依存しながらも自律的な安全保障政策が模索されてきたが、イラクに対する軍事作戦の前後には米国とドイツ・フランスなどの欧州諸国との認識の違いが浮き彫りになった。そうした中、2003 年 4 月にはフランス・ドイツなど欧州 4 か国が EU の防衛力強化のためNATO の能力に依存することなく作戦立案・指揮が可能な中核的機関の創設を提唱し、EU の独自性を強める動きをみせたことから、米国や英国などの反発を招いた。EU 独自の防衛能力強化は、軍改革の進捗状況や防衛費を取り巻く財政事情が国によって多様であることから、今後足並みを揃えて必要な能力を確保・維持できるのかが課題となっている。また、米国やトルコなど EU に加盟していない NATO 加盟国と EU に加盟している欧州の NATO 加盟国との関

外務省 HP(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/safety/trend.html)

 $<sup>^{46}</sup>$  EU 主導の軍事オペレーション(危機防止、危機管理任務)を遂行できる  $5\sim6$  万人規模の部隊を、60 日以内に展開し、最低 1 年間維持できるようにしなければならないこと(外務省 HP より)。

<sup>&</sup>lt;sup>47</sup> 参考: 平成 15 年版防衛白書 29・30 頁

係をいかに調整しNATOとEUの政策の整合性を確保するのか、さらに、ロシアなど欧州情勢に影響を及ぼし得る域外の国家との関係をいかに調整していくかなどの課題が残されている<sup>48</sup>。

EU が独自の安全保障体制を構築していくことは、欧州における EU の危機管理能力を向上させることになるが、同時に NATO との競合を意味するため、欧州の独自性を発揮したい仏独と、米国との関係を重視したい英国等との対立もあり、現在のところ、EU 独自の参謀本部を EU 内及び NATO 内の両方に設置することで英独仏が合意し、共同防衛方針についても採択に向けて動き出している程度である $^{49}$ 。また、現在のマケドニア等における EU 緊急対応部隊がNATO の枠組みの中で活動を行っている経験を活かし、英独仏三国による緊急対応部隊の創設も検討されている $^{50}$ 。

#### <欧州における安全保障機構>

	<欧州における安全保障機構>
	・ 1949 年発足
	・ 現在、19 カ国が加盟
	・ ソ連の脅威に対する集団的自衛権の行使を前提に創設された
	安全保障同盟機構
	・ 1999年に「新戦略概念」を採択し、従来の5条任務(集団防
	衛任務)に加え、域外地域を対象とした紛争予防、危機管理
北大西洋条約機構	等を新たな任務とした
(NATO)	・ 5 条任務(集団防衛任務)と非 5 条任務(平和維持・紛争解
	決・危機管理等)
	・ ボスニアにおいて平和実施軍(IFOR)を展開
	・ マケドニアにおける停戦監視活動
	・ テロ即応部隊が発足(2003年)
	・ 2002 年「新たな NATO・ロシア関係に関する宣言 (ローマ宣
	言)」署名。「NATO・ロシア理事会」(NRC)設立
	・ 1954 年に発足
西欧同盟(WEU)	・ 現在、10 カ国が加盟
	・ ペータースベルグ任務の EU への移管後、集団防衛任務のみ
	・ アルバニア、クロアチアで活動は 2001 年に終了
	· 1975 年 CSCE(欧州安全保障協力会議)として発足
欧州安全保障	・ 現在、55カ国が加盟
協力機構	・ 東西対話の場から予防外交等の活動へと変化
(OSCE)	・ 欧州安定化条約の採択(1995年)
	・ 旧ユーゴスラビアでの停戦監視・選挙管理活動を行った
	・ 1992 年創設(EEC+ECSC+EURATOM)
	・ 現在、15 カ国が加盟
欧州連合(EU)	・ 欧州安全保障防衛政策(ESDP)の推進
	・ ペータースベルグ任務の WEU からの移管
	・ 緊急対応部隊の展開(マケドニア、ボスニア)

※ 朝日新聞 15.11.17、外務省 HP、国際法辞典、国際関係法辞典を参考に憲法調査会事務局が作成。

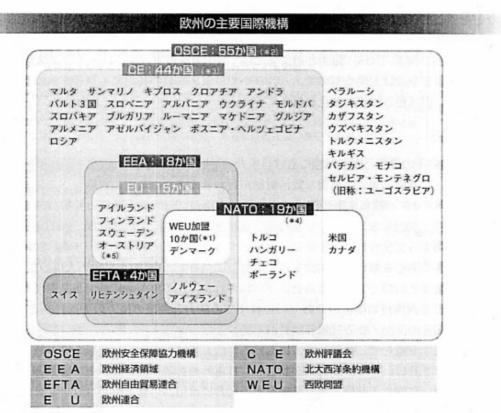
23

<sup>48</sup> 参考: 15 年版防衛白書 30 頁

<sup>49</sup> 参考:毎日新聞インターネット版(H15.11.29、H15.12.8)

<sup>50</sup> 参考: 産経新聞(H16.2.17)

#### 参考 欧州の主要国際機構



- (\*1) WEU加盟国:英国、イタリア、オランダ、ギリシャ、スペイン、ドイツ、フランス、ベルギー、ポルトガル、 ルクセンブルク
  - 準加盟国:アイスランド、トルコ、ノルウェー、チェコ、ハンガリー、ポーランド
- オブザーバー: アイルランド、デンマーク、フィンランド、スウェーデン、オーストリア (\*2)「協力のためのパートナー」: 日本、韓国、タイ、地中海諸国 (イスラエル、エジプト、チュニジア、アルジェ リア、モロッコ、ヨルダン) (\*3) オブザーバー:日本、米国、カナダ、メキシコ、バチカン
- (\*4)2002年11月に、エストニア、ラトピア、リトアニア、スロバキア、スロベニア、ブルガリア、ルーマニアに対し
- 加盟招請することを決定。 (\*5) 2002年12月に、エストニア、ポーランド、チェコ、スロベニア、ハンガリー、キプロス、ラトビア、リトアニア、 スロバキア、マルタとの加盟交渉の完了が宣言された (2004年5月加盟予定)。

出典:外務省 『外交青書』 平成15年度版 85頁

#### 5. 国家主権の移譲と欧州各国における議論等

## (1) 国家主権の移譲と EU 法

各加盟国は、EU との関係において、EU としての共通政策を実現するため、立法権限の一部を EU に移譲しており、EU は、移譲を受けた立法権限に基づき、当該共通政策に係る立法を制定している。

EU 法(European Union Law)とは、EU 諸機関の設置の法的根拠となる設立条約、議定書等 EU 諸機関を規律する法規範(一次立法)及び規則、命令、決定、勧告、意見等 EU 諸機関(閣僚理事会、欧州委員会及び欧州議会)が制定する法規範(二次立法)を意味する。二次立法としての EU 法は、①原則として、加盟国の立法措置を必要とせず、個人に対し権利を付与し、又は義務を課することができること(直接効果)、②各加盟国における EU 法の統一的な適用を確保するため、EU 法が加盟国の憲法をはじめとする国内法に優位する効力を有すること(優位性)、以上 2 点の法的特徴を有し、この二つの性質を有することをもって、EU 法が準連邦法的性格をもつとされる<sup>51</sup>。

#### < Van Gend en Loos 判決 (1963年) >

オランダの Van Gend en Loos(ヴァン・ヘント・ロース)社は、オランダによる輸入税の増税措置が EEC 条約 12 条に違反するとして、国内裁判所に提訴した。同裁判所は、個人が EC 法に基づく個人の権利を主張できるか否かについて、欧州裁判所に先決的判決を求めた。これに対し、欧州裁判所は、共同市場における個人の自由及びその保障という観点から、EC 法の直接効果を認めた。なお、直接効果が認められるためには、①EC 法が加盟国と訴訟を提起した当事者との間に法的関係を創出していること、②当該条項が明白であり、自己完結しており、法的欠陥がないこと、以上二つの要件が充たされなければならないとされている。

## < Costa v. ENEL 判決 (1964年) >

イタリアの弁護士である Costa 氏は、イタリアによる電力事業の国有化措置が EEC 条約 37 条、53 条、93 条及び 102 条に違反するとして、国内裁判所に提訴した。同裁判所からの先決的判決の要求を受け、欧州裁判所は、同条約が加盟国の主権の一部を制限するものであるとした上で、EC 法が国内法に優位する効力を有する旨判示した。

## (2) 国家主権の移譲に係る欧州各国における憲法論議等

加盟国の憲法と EU 法との関係については、これまでに、①EU に国家権限を移譲するに当たり、十分な憲法上の措置が講ぜられているかどうか、②EU 法の直接適用及び優位性を許容できる憲法上の措置が講ぜられてい

<sup>51</sup> 国立国会図書館「欧州連合の憲法事情」『諸外国の憲法事情 2』167 頁

るかどうか、③国内法と EU 法とが矛盾する旨欧州裁判所により判示された場合、国内の立法機関が新たに立法し、又は無効を確認する権限を有するかどうか、④基本条約に基本的人権に関する憲章がないことから、基本的人権に関する EU 法を憲法に照らして判断することができるかどうか等が問題となった。

# イギリス

#### 【72年法と議会主権】

成文憲法を持たないイギリスでは、主権を国際機関に移譲するという明文の憲法規定は存在しない。1973年のEC加盟に先立ち、イギリスは、国内実施法として「1972年のEC加盟に関する法律」(以下「72年法」という。)を制定し、これにより、ECの基本条約が国内法化され、また、ECが制定する規則、指令、決定等のEC法が国内法的効力を持つこととされた。

72 年法の制定に当たっては、イギリスの「議会主権」<sup>52</sup> との関係について、大 論争がなされた。

「議会主権」原理によれば、「後の議会が前の議会によって拘束されることはない」ため、EC 法と抵触する法律を後の議会が制定した場合の効力が問題となった。また、「議会主権」の下、裁判所は、常に議会制定法に服従することとされているが、72 年法では、イギリスの国内裁判所は、①直接効のある EC 法を適用し、②欧州司法裁判所の判決及び先例に拘束され、③国内法と EC 法とが矛盾するときは、後者が優位し、国内法は EC 法に従って解釈されると定められた。このような問題について、政府は、後の議会が制定する法律は EC 脱退も含めすべての EC 法に優位するため、「議会主権」の原理は何らの変更も受けないと主張した。

しかし、1990年のファクトルタメ事件<sup>53</sup>において、議会が明文で 72 年法を覆さない限り、加盟後の法律に 72 年法の趣旨が挿入されるものと推定されると最高裁に当たる貴族院が判示したことにより、実質的に、「EC 法の優位性」が受け入れられることとなった。

#### 【ユーロへの参加見送り】

英国は、スウェーデン及びデンマークとともにユーロへの参加を見送っている。世論調査では英国民の6割以上がユーロ参加に反対している。ブレア首相は、2001年の総選挙の際に、2年以内にユーロ参加の国民投票の可否につき決断する旨公約し、2003年6月、ブラウン蔵相は、議会に対し、国民投票について当面見送る旨の報告を行った。

<sup>52</sup> 議会がいかなる法をも制定し、又は改廃する権能を持ち、また、議会の立法を無効と し、又は排除する権能を持ついかなる個人も団体も存在しないことを意味する。

<sup>53</sup> イギリス漁船の登録資格者を、常時イギリス国内に居住するイギリス人及び 75%以上 の株式をイギリス人が持つ会社に限定した 1988 年の「改正商船法」が、設立条約における国籍差別禁止条項等に反するのではないかとして争われた事件。

# フランス

#### 【EU 関連規定の創設】

マーストリヒト条約の規定のうち、欧州統一通貨制度、共通ビザ政策、加盟国内に居住する他の EU 構成国市民の地方選挙権を認めることについて、憲法との適合性が問題となった。憲法院は、欧州統一通貨制度、共通ビザ政策は憲法に抵触し、同条約の批准のためには憲法改正が必要であると判示した。これを受けて、議会で憲法改正審議が行われ、改正の結果、14章に「欧州共同体及び欧州連合」が新設され(1993年改正により15章に変更)、EU市民の市町村選挙権・被選挙権や主権移譲に関する規定が設けられた。その後、同条約批准の賛否を問うための人民投票が行われ、賛成51.05%、反対48.95%の僅差で、批准が支持された。

#### 【EC 法の優位性】

フランス憲法 55 条では、条約と法律との間に抵触がある場合、条約が優先する旨が規定されている。行政裁判所を除く裁判所は、1970年代から、この規定に基づき、「EC 法の優位性」を認めていたが、最高行政裁判所であるコンセイユ・デタは、「後法優先の原則」に基づき、条約の批准後に制定された法律について法律を優先適用するとしてきた。しかし、1989年の Nicolo 事件において、従来の判例を変更し、条約の批准後に制定された法律についても、条約が優先適用されるとした。

# ドイツ

#### 【マーストリヒト条約批准に伴う基本法改正】

1992 年、マーストリヒト条約の批准に伴う基本法の大規模な改正が行われた。 この改正で、23 条に民主主義、法治主義、補完性原則等の EU に係る諸原則が規 定され、また、24 条 1 項 a に連邦政府及び州政府と EU との関係が明確化された。

この改正について、EU 加盟によってドイツの国家性が否定されること、連邦議会が重要な政治的決定ができなくなること等を理由として、憲法異議が連邦憲法裁判所に提起されたが、判決(1993.10.12)においては、連邦議会の決定が EU の意思決定に影響を及ぼし得ること等を理由として、マーストリヒト条約は合憲であるとの判断が示された。また、同判決では、連邦憲法裁判所において欧州司法裁判所の判決が基本法に違反しているかどうかを審査できるかという問題について、原則として、欧州司法裁判所の判断が尊重されるが、基本権の保護水準が欧州司法裁判所によって確保されない場合は、連邦憲法裁判所が審査を行うことができるとの判断が示された。

#### <連邦軍の NATO 域外派兵(参考) >

24条2項の「相互集団安全保障制度」がNATO等の集団的自衛権を前提とする軍事同盟も含むかという問題について、連邦憲法裁判所は、「NATO域外への連邦軍派兵事件判決」(1994.7.12)において、「集団的自衛権による同盟も、それらが厳密に平和維持を義務付けられている場合には、その限りにおいて、同項の意味での相互集団安全保障制度である」として、NATOもこれに当たると判示した。

この事件は、1993年に、与党 CDU(キリスト教民主同盟)が、NATO 域外であるボスニアへの連邦軍の派兵を基本法を改正せずに決定をしたのに対し、連立与党である FDP(自由民主党)及び野党 SPD(社会民主党)が、決定は基本法違反であるとして、連邦憲法裁判所に提訴したものである。裁判において、FDP及び SPD は、87a条2項では国防以外の軍隊の出動は基本法が明文で認める場合に限るとしていることを根拠に、基本法に明文規定のない国連協力としてのNATO 域外派兵は同項に違反すると主張した。これに対し、政府及び CDU は、24条2項が平和を維持するために相互集団安全保障制度に加入することを認めており、国連協力としての派兵はこれに含まれ、また、NATO 域外での PKO は、NATO が当初予定した任務ではないが、このような活動も NATO の正規の任務と認められると主張した。判決は、政府及び CDU の主張をほぼ全面的に取り入れ、訴えを退けた。ただし、派兵に際しては、事前に、連邦議会の個別の同意が必要であると判示した。

# オランダ

ECSC 加盟時の 1953 年及び 1956 年に憲法改正を行い、主権譲渡の規定を新たに設けた。また、1983 年にも、同様の改正を行い、主権譲渡と EU 法の直接適用及び優位性の問題を解決した。

# デンマーク

デンマークは、1973年の加盟後、EU協力を表明しているものの、国民の間において国家主権の喪失及び外国人の国内への流入に伴う福祉水準の低下に対する危惧感があることや官僚主導の欧州統合推進論議に対する根強い懸念があることから、欧州統合の深化及び拡大については、一定の距離を置いた立場をとっている。実際、1992年6月のマーストリヒト条約の批准に係る国民投票及びユーロ参加の是非を問う国民投票においては、国論が二分し、結局、否決された。

#### <デンマークとEUとの関係略年表>

年 月	事実
1973年	EC に加盟
1992年6月	国民投票でマーストリヒト条約批准を否決(賛成 49%、反対 51%)
同年 12 月	デンマークに関する特別措置(共通通貨、防衛協力、司法・内務協力及
	び EU 市民権の留保)を EU 諸国との間で合意
1993年5月	再国民投票でマーストリヒト条約批准を承認(賛成 57%、反対 43%)
1998年5月	国民投票でアムステルダム条約批准を承認(賛成 55%、反対 45%)
2000年9月	国民投票でユーロ参加を否決(賛成 47%、反対 53%)

# スウェーデン

スウェーデンは EU 加盟国であるが、英国及びデンマークとともにユーロに参加していない。2003 年 9 月 14 日、スウェーデンはユーロ参加の是非を問う国民投票を実施したが、反対 55.9%、賛成 42.0%と、ユーロ参加反対が賛成を大きく上回る結果となった。この理由としては、国民一般にある主権喪失への抵抗感、ユーロ参加による独自の経済政策(金融、財政政策)の喪失及びそれに伴う福祉水準低下の懸念、比較的好調なスウェーデン経済とは対照的なユーロ圏経済の低迷などが指摘されている。パーション首相は、国民投票の直後に行われた施政方針演説で、同結果を尊重することとした。今後数年間は、再度の国民投票実施は困難な見通しとされる。

# アイルランド

アイルランドでは、EU との関係において、国民投票による憲法改正が行われてきた。1972年のEC 加盟時において、国会の立法権限及び裁判の終局性を定める憲法上の各条項との関係が問題となった。この問題について、これらの条項を改正せずにEU・EC 法が無効にされることはないとする新たな条項を設ける改正がなされた。その後、単一欧州議定書及びマーストリヒト条約の批准に関して、国民投票による憲法の改正がなされた。2001年6月、ニース条約の批准が国民投票で否決されたが、2002年10月に再度ニース条約に関する国民投票が実施され、賛成多数で可決した。

#### <アイルランドにおける EU 関連の国民投票の結果>

年	月	事    実
1972	年5月	EC 加盟を承認(賛成 83.1%、反対 16.9%)
1987 4	年5月	単一欧州議定書の批准を承認(賛成 69.9%、反対 30.1%)
1992 4	年6月	マーストリヒト条約の批准を承認(賛成 69.1%、反対 30.9%)
2001 4	年6月	ニース条約の批准を否決(賛成 46.2%、反対 53.8%)
2002年	<b>丰10</b> 月	再度のニース条約に関する国民投票で批准を承認(賛成 63%、反対 37%)

## (3) 国家主権の移譲に係る欧州各国の憲法上の規定 (EU 加盟国以外も含む)

# イタリア共和国憲法

[戦争の制限及び国際平和の促進]

第 11 条 イタリアは他の人民の自由を侵害する手段および国際紛争を解決する方法 としての戦争を否認する。イタリアは、他国と等しい条件の下で、各国の間に平和 と正義を確保する制度に必要な主権の制限に同意する。イタリアは、この目的を目 指す国際組織を推進し、助成する。

# オランダ王国憲法

[条約の承認]

第91条 (略)

- 2 (略)
- 3 憲法に抵触する条約の規定を議会で承認するに当たっては、少なくとも投票総数 の3分の2の賛同を要する。

[国際機関への権限委譲]

第92条 立法権、行政権及び司法権は、必要と認める場合、前条第3項の規定に従い、条約の定める国際機関に委譲することができる。

[条約等と国内法令との関係]

第 94 条 オランダ王国内で効力を有する法令規則は、すべての者を拘束する条約の 規定又は国際機関の決議に抵触する場合、適用されない。

# スウェーデン統治法典

第10章 外交

[国際組織への委譲]

- 第5条 国会は、欧州連合がこの統治法典及び欧州人権条約に規定されている保護に相当する権利及び自由を規定している限り、欧州連合に議決権を委譲することができる。国会は、出席し、投票した議員の4分の3以上の多数に基づく議決により、その委任を与える。国会は、その議決を、基本法採択のための規定に従って行うこともできる。
- 2 その他のすべての場合において、この統治法典に直接基づく決定権で、規則の制定、国の財産の使用、国際条約又は国際的義務の締結又は廃棄のための決定権を、一定の限度で、スウェーデンが加盟しており、又は加盟する予定である平和的国際協力のための国際組織又は国際司法裁判所に委譲することができる。基本法、国会法又は国会の選挙に関する法律の制定、改正若しくは廃止又は第2章に規定する権利及び自由の制限に関する議決を行う権限は、委譲することができない。その委譲に関するすべての議決には、基本法の制定に関する規定が適用される。この規定に基づく議決を行う時間的余裕がない場合には、国会は、出席し、投票した議員の6分の5以上で、かつ、国会の法定議員の4分の3以上の多数で、委譲を承認することができる。
- 3 国際条約がスウェーデン法としての効力を有すると規定されている場合において、国会は、前項の規定に従った議決により、王国を拘束する条約が将来改正された場合も、王国に適用される旨を規定することができる。その議決は、将来の一定限度の改正のみに関するものでなければならない。
- 4 この統治法典に直接基づかない司法的及び行政的機能は、第1項に規定されている場合以外の場合、他の国、国際組織、外国又は国際的な機関又は団体に、国会の議決により委譲することができる。国会は、特定の場合には、その機能の委任を決定する権限を、政府又はその他の公の機関に委任することができる。当該機能が、

公権力の行使に関する場合には、国会の議決は、出席し、投票した議員の 4 分の 3 以上の多数によりなされなければならない。この機能の委任に関する議決は、基本 法の制定に関する規定に従って行うこともできる。

# スペイン憲法

[国際機関への権限移譲]

第93条 憲法に由来する権限を、国際組織又は国際機関に移譲する条約の締結は、 組織法により、これを承認する。これらの条約及び権限を付与した国際組織又は超 国家的組織による決議の履行は、場合により、国会又は内閣がこれを保持しなけれ ばならない。

# デンマーク王国憲法

[国際機関への権限の委任]

- 第 20 条 この憲法によって王国の諸機関に授権された権限は、制定法の定める限度において、国際法の支配及び協力の促進のため、他国との相互協定によって設立された国際機関に委任することができる。
- 2 前項に関する法律案を可決するには、国会議員の 6 分の 5 の多数を必要とする。 通常の法律案の可決に必要な多数は得られるが、右の多数が得られず、しかも政府 がそれを撤回しない場合、その法律案は、第 42 条に定める人民投票に関する規定 に従って、承認又は否認のため、選挙人にこれを付託しなければならない。

# ドイツ連邦共和国基本法

[ヨーロッパ連合]

第23条 ドイツ連邦共和国は、統一ヨーロッパを実現するために、民主主義的、法治国家的、社会的、連邦制的原則及び補充性の原則に従う義務を負い、この基本法と本質的に同様の基本権保護を保障するヨーロッパ連合の発展に協力する。連邦は、そのため、連邦参議院の同意を必要とする法律によって、主権的権利を委譲することができる。(以下略)

[国際機関]

- 第24条 連邦は、法律によって主権的権利を国際機関に委譲することができる。
- 1a 州が国家的権限の行使及び国家的任務の遂行の権限を有するときには、州は連邦 政府の同意を得て、国境近隣関係の制度に関する主権的権利を委譲することができ る。
- 2 連邦は、平和を維持するために、相互集団安全保障制度に加入することができる。 その場合、連邦は、ヨーロッパ及び世界諸国民間に平和的で永続的な秩序をもたら し、かつ、確保するような主権的権利の制限に同意する。
- 3 国際紛争を規律するために、連邦は、一般的、包括的、義務的国際仲裁裁判に関する協定に加入する。

## フランス第 5 共和国憲法

[条約・協定の効力]

第 55 条 適法に批准され又は承認された条約又は協定は、他方当事国による各条約 又は各協定の施行を留保条件として、公示後直ちに、法律に優先する権威を持つ。

第15章 欧州共同体及び欧州連合(抄)

[欧州共同体・欧州連合への加盟]

第88条の1 共和国は、欧州共同体及び欧州連合に加盟する。欧州共同体及び欧州連合は、それらを創設した諸条約に従い、一定の権限を共同して行使することを自由に選択した諸国によって構成される。

[権限の委譲]

- 第88条の2 相互主義の留保のもとに、かつ、1992年2月7日に署名された欧州連合条約に定められた諸方式に従って、フランスは、欧州経済・通貨連合の確立に必要な権限を移譲することに同意する。
- 2 相互主義の留保のもとに、かつ、1997年10月2日に署名された欧州連合条約に 由来する文書のもとで、欧州共同体を創設する条約に定められた諸方式に従って、 人の自由な往来とそれに関連する領域についての諸規則の決定に必要な権限の移 譲に同意することができる。

## ベルギー国憲法

[主権の制限]

第34条 特定の権力行使は、条約又は法律をもって、国際公法の機関に授権されることができる。

# ポーランド共和国憲法

[国際組織等への権限委譲]

- 第 90 条 ポーランド共和国は、条約に基づいて、若干の事項につき国家権力機関の 権限を国際組織又は国際機関に委譲することができる。
- 2 前項の条約の批准に対して同意を表明する法律は、国会により法定議員総数の少なくとも半数の出席のもとで3分の2の多数の票によって、かつ、上院により法定議員総数の少なくとも半数の出席のもとで3分の2の多数の票によって議決される。
- 3 このような条約の批准に対する同意の表明は、第125条の規定に従い、全国レフェレンダムにおいてこれを議決することができる。
- 4 批准に対する同意を表明する手続の選択についての決議は、国会が、法定議員総数の少なくとも半数の出席のもとで絶対多数の票によってこれを採択する。

# ロシア連邦憲法

[国家間連合への参加と権限の委譲]

第 79 条 ロシア連邦は、国際条約に従って、人ならびに市民の権利と自由を制限せず、ロシア連邦の立憲制の原理に反しない場合に、国家間の連合に参加し、それに対して自らの権限の一部を委譲することができる。

## 【参考文献】

- 中村民雄『イギリス憲法と EC 法』東京大学出版会(1994年)
- 山根裕子『ケースブック EC 法』東京大学出版会(1996年)
- 山根裕子『新版 EU/EC 法』有信堂高文社(1998年)
- 阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集「第2版]』有信堂高文社(1998年)
- 筒井若水『国際法辞典』有斐閣(1998年)
- 村瀬信也、奥脇直也、吉川照美、田中忠『現代国際法の指標』有斐閣(1999 年)
- 樋口陽一·吉田善明編『解説 世界憲法集 第4版』三省堂(2001年)
- 山本草二『国際法(新版)』有斐閣(2001年)
- 島野卓爾・岡村堯・田中俊郎『EU 入門』有斐閣(2001 年)
- 小田滋・石本泰雄編『解説条約集[第9版]』三省堂(2001年)
- 田中俊郎『EU の政治』岩波書店(2002年)
- 杉原高嶺、水上千之、臼杵知史、吉井淳、加藤信行、高田映『現代国際法 講義(第3版)』有斐閣(2003年)
- 庄司克宏『EU法 基礎編』岩波書店(2003年)
- 庄司克宏『EU法 政策編』岩波書店(2003年)
- 須網隆夫「超国家機関における民主主義」『法律時報』日本評論社(2002.4)
- 田中俊郎「欧州憲法条約草案採択への道」『海外事情』 拓殖大学海外事情 研究所 2003.10
- 庄司克宏 「欧州憲法条約草案の概要と評価」 『海外事情』 拓殖大学海外 事情研究所 2003.10
- 中村民雄「EU 法の最前線」『貿易と関税』 日本関税協会 2003.12
- 『衆議院欧州各国憲法調査議員団報告書』(2000年)
- 『ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団報告書』(2001年)
- 平成 15 年版防衛白書
- 外務省 『外交青書』 平成 15 年度版
- 外務省 「EU事情と日・EU関係」 平成 15 年 10 月
- 国立国会図書館「欧州連合の憲法事情」『諸外国の憲法事情 2』
- 朝日新聞(2003年6月14日、同月19日、同月22日、同年7月27日、同年11月17日、2004年2月7日)
- 日本経済新聞(2003年6月14日、2004年1月3日、同月29日)
- 産経新聞(2003年6月21日、2004年2月17日)
- 読売新聞(2003年6月14日、同年12月14日)
- 毎日新聞(2003年10月23日)
- 毎日新聞インターネット版(2003年11月29日、同年12月8日)
- 駐日欧州委員会代表部の HP(http://jpn.cec.eu.int/index.html)
- 外務省 HP(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/uk/sanka.html、http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/safety/trend.html)